

経済産業省委託事業

ブラジルにおける模倣品対策の制度及び運用状況に  
関する調査

2018年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

サンパウロ事務所

## 知的財産の税関による執行

知的財産保護に関連してすでに提示された法令の他に、ブラジルの国境措置に関する知的財産執行のための主要な法的基準は、税関規制命令（連邦命令第 6759/09）ならびに TRIPs および本契約において下記で言及される行政部による追加規則である。かかる規則は、模倣であることが疑われる貨物を検査および留置するための一般的ガイドラインを規定し、最終的押収および破壊のための行政手続を定める。

実際には、国境の大幅な延長により、税関による輸入貨物の監視は、抜き取り検査によって行われる。留置は、違反の推定証拠がある場合に職権により、または知的財産所有者の請求に応じて行われる。このように、税関職員は、商標侵害および著作権侵害の疑いのある検査物品について、拘留することができる。貨物が拘留されると、知的財産所有者または商標弁護士は、見本を収集し、正式な申告により、10 営業日以内に貨物が純正であるかどうかを言明するための連絡を受ける。それらが純正である場合、製品は輸入者に引き渡される。

物品が模倣されていることが疑われる場合、ほとんどの国において、知的財産所有者は物品の引渡しを停止する税関の行政手続または司法救済を選択することができる。第一に、技術報告に基づく申立ては、物品の最終的な押収および破壊を請求する税関に提示されなければならない。輸入者は答弁のための通知を受ける。第二に、知的財産所有者は、予備的差止め命令の取得を求め、輸入者の商号および住所は特権的に、税金プライバシーの対象として当局によって扱われることから、税関に本データを開示することを要請し、次に輸入者に対する訴訟を申し立て、侵害貨物の押収および破壊を要請する。輸入者は答弁のために召喚される。

一部の税関機関は、司法措置が必須であり、それが開始されない場合に物品を引き渡すことを意味するように法を解釈する。

その効果<sup>14</sup>については、犯罪の関与を防止するために、2017 年の前期を通じて 1,642 件の監視と密輸および模倣品の拘束が行われたことに言及することができる。この合計は、2016 年に比較して 10.13%の増加を示す。また、没収（12,411 件）および罰金（2,134 件）の侵害通知書の金額の大幅な増加を強調しなければならない。

---

<sup>14</sup> 出所：ブラジル連邦歳入局－2017 年。以下に掲載  
<http://idg.receita.fazenda.gov.br/noticias/ascom/2017/outubro/receita-federal-bate-recorde-em-apreensoes-decorrentes-de-contrabando-1/release-combate-ao-contrabando-prim-sem-2017.pdf>

外国取引（手荷物を含む）に対する監督、拘束、監視および管理に基づく物品の押収は、2017 年前期を考慮して、およそ 11 億 7,119 万レアルの金額に達し、2016 年の同期間と比較して、30%を超える増加となっている。

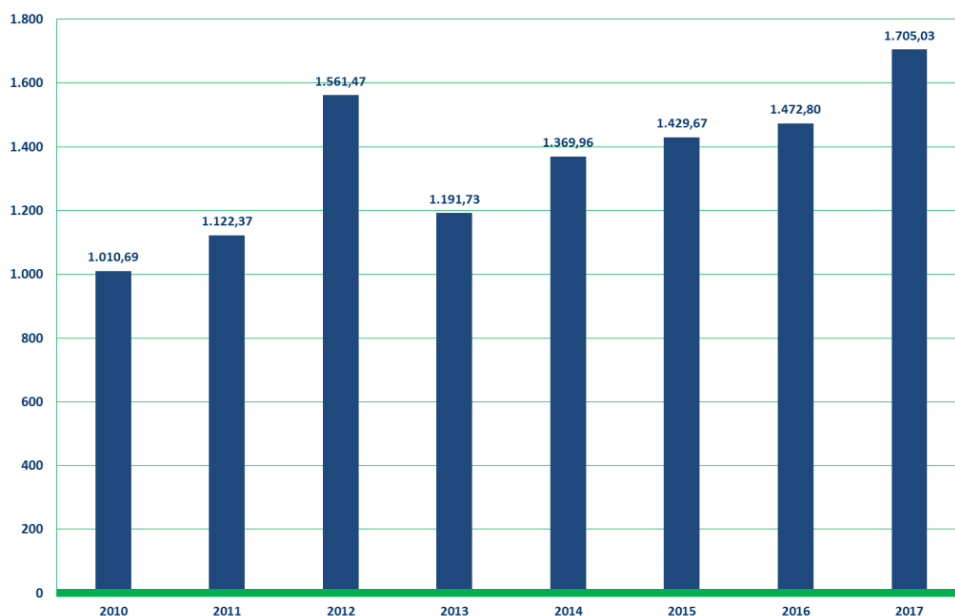


図9 2010年～2017年の税関押収の変遷<sup>15</sup>

港、空港および国境ポイントにおける違法貨物の押収は、2010年の年間およそ 12 億 7,000 万ブラジル・レアルから 2016 年の 21 億ブラジル・レアルへと、ここ数年にわたって系統的に増大している。この 6 カ月で押収された金額は、7 年前の年間金額に近い。

押収した貨物の中には、公衆衛生監視または農業防衛基準に従っていない他の製品の中でも、煙草および他の煙草製品、改造銃、著作権に違反する模倣品、消費不適切食品等の物品の他に、有毒製品、医薬品およびその他検閲を必要とする製品（大幅に有害な可能性のある兵器および弾薬を含む）がある。煙草の押収は他の製品と比較して、近年、最も顕著だった。

<sup>15</sup> Id.

## 適用法

上記のとおり、税関による産業財産権の執行に関する主な適用法は、産業財産法（法令第 9, 279/96）、TRIPs 協定および一般的な手続を詳述する行政命令によって確立されている。主な条項は、必要に応じて以下に追加説明を示す。

- **産業財産法（法令第 9, 279/96）**

「第 198 条 税関当局は、職権により、または関係者の請求に応じて、偽造、変更もしくは模倣された標章または原産地虚偽表示を付す製品を点検時に押収することができる。」

- **税関規則（命令第 91, 030/85）**

「第 514 条 貨物没収に関する罰金は、以下に適用される。[略]

VIII—必須特性が模倣または不純物を混入している貨物は、模倣または不純物混入が従属するかまたは金銭交換の取扱いに影響を及ぼさない場合であっても、貨物を特定することができないかまたは難しくする。

- **外国取引命令の税関業務、検査および課税（命令第 6, 759/09）**

「第 605 条 税関当局は、職権により、または関係者の請求に応じて、偽造、変更もしくは模倣された標章または原産地虚偽表示を付す製品を点検時に押収することができる。

第 606 条 第 605 条で検討された押収の後、税関当局は、不服申立書を作成し、物品の押収を請求するために、認識から 10 日以内に所有者に対し商標権について通知するものとする。

第 607 条 税関当局が押収に関連する措置について 10 日以内に知らせを受けなかった場合、通関手続は命令第 1355/94 の第 55 条に従って進めることができる。

第 608 条 商標所有者が模倣品の輸出入を疑う場合、命令第 1, 355/94 に従ってその容疑者を提示し、税関当局に物品の押収を請求することができる。

第 609 条 輸入または輸出するレコード、書籍および視聴覚作品には、正確な方法に従ってシールおよび識別タグを付すものとする（法令第 9,610/98 の第 113 条に従う。）」

・ **TRIPs 協定（命令 1,355/94）**

「第 51 条 構成員は、以下に記載する規定に従って、模倣商標または著作権侵害物品の輸入が行われていることを疑う正当な理由を有する権利保持者が、行政または司法の所轄官庁に、かかる物品の自由な流通への引渡しについて税関当局による停止を求める申請書を提出できる手続を採用するものとする。構成員は、知的財産権の他の侵害行為を含む物品に関してかかる申請が行われるようにすることができる。ただし、本条の要件が満たされることを前提とする。また、構成員は、その地域から輸出が予定されている侵害品引渡しの税関当局による停止に関して、対応する手続を提供することができる。

第 52 条 第 51 条に基づき手続を開始する権利保持者は、輸入に関する国の法に基づき、権利保持者の知的所有権について侵害行為が推定されることについて所轄官庁を満足させる物品の十分な詳細説明を提供する適切な証拠を提供し、それらを税関当局が容易に識別できるようにすることを必要とするものとする。所轄官庁は、合理的な期間内に申請書が受け入れられるかどうかを申請者に通知するものとし、所轄官庁が決定した場合は、その期間に税関当局が措置を講じる。

[略]

第 54 条 輸入者および申請者は、第 51 条に従って、物品引渡しの停止について速やかに通知を受けるものとする。

第 55 条 申請者が停止通知の送達を受けて 10 営業日以内に、本案判決に至る訴訟手続が被告以外の当事者によって開始されたか、または正式に権限を与えられた当局が物品引渡しの停止を延長する暫定措置を講じた旨にいて、税関当局が通知を受けなかった場合、物品は引き渡されるものとする、ただし、輸入または輸出のための他のすべての条件は遵守されているものとし、本案判決に至る訴訟手続が開始され、合理的な期間内に、これらの措置が変更、撤回または承認されるかを決定する趣旨で、被告の要求により再審理

(聴聞する権利を含む)が行われる場合、必要に応じて、この期限をさらに 10 営業日まで延長することができる。上記の規定にかかわらず、暫定司法措置に従って物品引渡しの停止が実施されるか、または継続される場合、第 50 条第 6 項の規定が適用されるものとする。」

前述のとおり、上記の主要規定に加えて、本作品の他の項目で使用される追加規則がある。

### 差止め命令が適用される模倣品

全般的に、ブラジルの税関当局は、商標権侵害に対してのみ措置を講じることを強調することは重要である。すなわち、特許権侵害に対して講じられる自動的な国境措置はない。商標および著作権に関して、税関の職権による押収が適用される模倣品の制限はない。税関当局は、ブラジル領土に輸入される製品を検査する権限を有する。

### 税関の知的財産権登録制度

ブラジルには二つの主な登録制度がある。かなり遅れて 2013 年 12 月に、INPI は国内の商標所有者登録簿に着手した。登録簿は、模倣行為の防止に従事する当局（警察、税関および連邦検察官等）が、模倣活動のターゲットである商標に関する詳細情報にアクセスすることができる中央データベースである。このデータベースは、商標権の執行におけるブレークスルーを代表するものであり、数多くの知的財産所有者が模倣行為を効果的に防止することに役立っている。

模倣行為防止決議第 1/2011 により国内評議会が確立した登録簿は、公官庁を以下の点で支援する。

- ・ 警察が押収した模倣物品の審査のために、原製品の見本、マニュアルおよび情報を取得すること。
- ・ 警察捜査または模倣品取引の抑制を目的とする摘発に関する報告の提出のために、不服申立書および書類を取得すること。
- ・ 公官庁による差押え品や押収品の真正に関する技術意見を取得すること。
- ・ 模倣疑義品の拘留について決定すること。

さらに、2015年12月に、内国歳入庁（IRS）（税関当局が所属する機関）は、ブランド代表者の連絡先一覧表に着手した。これは、税関当局が侵害された可能性のある商標権者に連絡を取ることを可能にするデータベースである。かかるプロジェクトは、INPIの国内商標所有者データベースの目的と重複するように見るが、それでもなお模倣活動と戦うために利用できる別のツールである。この二つのプロジェクトは非常に新しく、実質的な結果および効果はまだ断言できないと考えておくことが重要である。

### 物品検挙のための手続

税関着手前の物品検挙を目的とする代表的な手続は、通常、物品の職権による検挙、および当該商標をINPIに提出している会社または企業への連絡である。基本フローチャートを以下に示す。

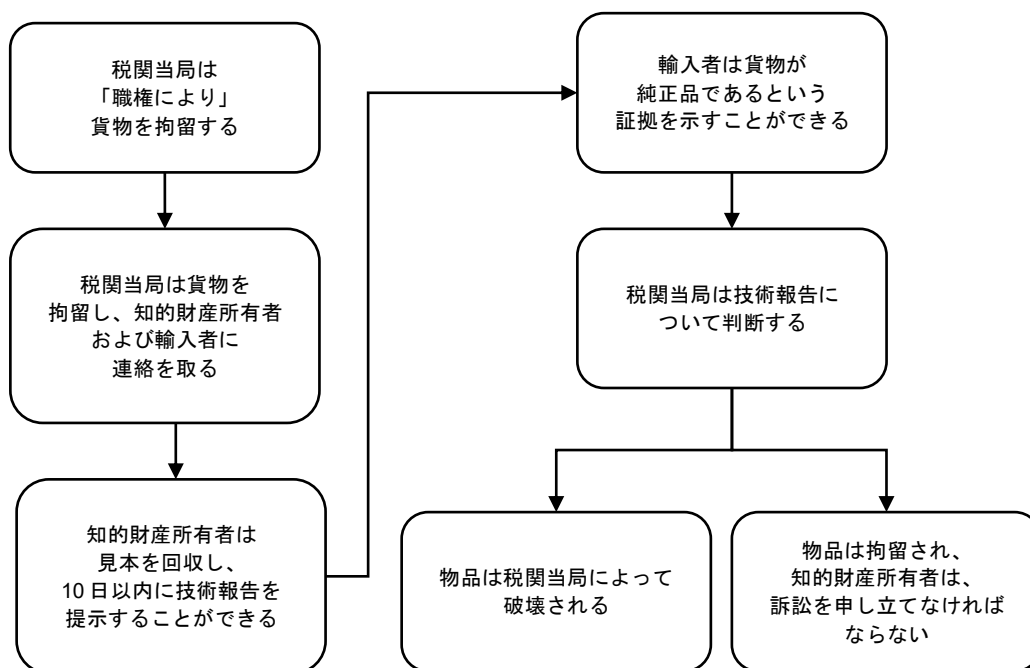


図10 税関手続の基本フローチャート

国境の大幅な延長によって、輸入貨物の税関による監視は、抜き取り検査によって行われる。

違反の推定証拠がある場合は、職権により、または知的財産所有者の請求に応じて留置が行われる。このようにして、税関職員は、商標および著作権を侵害する疑いのある検査物品を拘留することができる。貨物が拘留されると、知的財産所有者または商標弁護士は、

見本を収集し、正式な申告により、10 営業日以内に貨物が純正であるかどうかを言明するための連絡を受ける。それらが純正である場合、製品は輸入者に引き渡される。

物品が模倣されていることが疑われる場合、ほとんどの州において、知的財産所有者は物品の引渡しを停止する税関の行政手続または司法救済を選択することができる。前者の場合、技術報告に基づく申立ては、物品の最終的な押収および破壊を請求し、税関に提出されなければならない。輸入者は答弁のための通知を受ける。後者の場合、知的財産所有者は、予備的差止め命令の取得を求め、輸入者の商号および住所は特権的に、税金プライバシーの対象として当局によって扱われることから、税関に本データを開示することを要請し、次に輸入者に対する訴訟を申し立て、侵害貨物の押収および破壊を要請する。輸入者は答弁のために召喚される。

押収物品を破壊する可能性について、税関当局の理解は分かれている。裁判所命令が必須であるとする意見がある一方で、他のグループは、手続の後、税関当局がすべての物品を破壊する権限を有するとみなす。

商標権登録のための中央データベース・システムに加えて、監視のための一般請求を税関総括管理局に提出することができるが、知的財産所有者はその懸念を示し、税関職員に対し、自身のブランドおよび製品の特徴について研修し、検査および監視を行うよう直接求めることもできる。したがって、侵害品を特定するために税関職員との直接連絡およびその研修が、通常推奨される。

模倣貨物が依然として税関当局の管理下にあるときは、捜査押収命令を取得するためには、(i) 税関の当局による場合、および (ii) 連邦裁判所による場合の二つの可能性がある。

#### ・税関当局内の行政手続

税関当局は、模倣物品について、それらが市場に出る前に検出し、押収する権限を有する。税関規則（命令第 91,030/85）に基づき、税関当局は、模倣品や粗悪品を没収する権利を有する。これらは、模倣や粗悪がその支流に影響を及ぼさず、貨幣交換処理をしなかったとしても、商品を特定することができないかまたは難しくする。

現在の標準指示以前は、税関は工業財産法違反の疑いのあるブラジルに持ち込まれた製品には、特別手続を適用することを定めたブラジル財務省による規則に従っていた。押収製品を特定するために、この特別手続には、90 日間の製品の拘留および専門家の意見の作成



が含まれていた。また、利害関係者（すなわち、産業財産権の所有者）は、権利の侵害行為を証明するために追加情報を提供できることが規定された。

また、命令 1,355/94 実施公開の直後に、ブラジルで適用されるようになった TRIPs 協定により、税関当局は模倣貨物を押収する権限が与えられた。税関には特に商標および著作権侵害に対する措置が要請される一方で、第 51 条（前述）の文言は、税関に特許権侵害のケースで活動する権限を与えるために用いることができた。

さらに、ブラジル産業財産法に基づき、税関当局は、商標権を侵害する貨物を押収する権利を与えられる。しかしながら、ブラジル法は、特許権侵害に関しては税関当局による押収の可能性に明示的に言及していない。

税関の行政手続において、消費者保護規則（法令第 8,078/90）を援用することも可能である。同規則は、消費者に損害を引き起こす可能性のある工業発明の不当な使用を禁止する。我々は、この議論が税関検査官を納得させると信じている。その上、消費者が欺かれる可能性があるという議論は、非常に強固なものである。

#### ・ 税関に関連する司法手続

上記のとおり、産業財産法は、その他の手続から独立して、知的財産所有者が暫定的な差止め命令による救済および損害賠償を求める民事訴訟を提起することができることを定めている。産業財産法および民事手続法は、一方的な予備的抑制または捜査押収命令の付与を許可する。

本文書ですでに扱った他の手続におけるように、この性質の差止め命令を取得するためには、以下の手続要件が知的財産所有者によって満たされなければならない。すなわち、差止め命令が付与されない場合、原告の権利の証拠、侵害行為の証拠および損害の合理的な危険の程度を証明することができる要素が提示されなければならない。

税関当局が知的財産権侵害の疑いのある物品を拘留することに同意する場合はいつでも、通常、上記のすべての要素が存在することを考慮すると、差止め命令を取得するための訴訟を立件することは、難しくない。明確に知的財産権を侵害する製品がブラジル市場に流出するリスクは、極めて説得力のある議論である。

## 正式な税関手続

税関の手続を行うために、純正品と特許侵害品の差異を税関当局に示すことは、非常に重要である。このように、人は、検査官に専門家の意見および「模倣キット」（模倣品と原製品の写真および見本で構成）等のサポートを提供しなければならない。

また、侵害品から見て消費者に生じる損害についての新聞および雑誌レポート等の追加証拠ならびに侵害品の品質が純正品より低いことを証明する専門家の意見を提示することも説得力がある。

書類の提示に関して、公式手数料および特別な形式はない。また、公式もしくはあらかじめ決められた代理手数料または費用がかからないことに注目されたい。特定の規則を欠いているもう一つの事項は、知的財産侵害行為そのものに関する特別な罰金である。この場合、知的財産権者による並行する知的財産侵害訴訟（民事または刑事）の提起後、知的財産法規の補償規則および追加刑事罰が適用される。

別の関連する事項に、預託手数料がある。これは公式な手数料ではなく、侵害品の責任者は、物品の保管に関して、それらが押収されている間の手数を支払う責任を負う。預託手数料に加え、並行して税金不正行為がある場合、侵害品の責任者は、付随する追徴税に対しても責任を負う。

## 税関の情報共有（データベース等）

データベースに登録するために税関が必要とする情報には、要求を提出している人または会社の身元、ならびに特定の代理権、純正品および商標と典型的な模倣品に関する詳細情報がある。データベースの主な目的は、可能性のある模倣製品を特定し、知的財産権者の代表者と連絡を取るための手段を税関当局に提供することである。

## 税関による国境管理の実際の活動（法および規則との差異等）

模倣品を認識するためのガイドラインおよびその他の資料を送付する他に、税関職員の個人研修を行うことができ、これにより、原製品を認識し、模倣品のブラジル市場への流出を防止することができる。w

## 代表的な成功例と失敗例、およびそれらから導かれる提案

上記のように、技術評価において侵害行為相当の明確な証拠（および主張）がある場合はいつでも、知的財産所有者が税関当局の有利な決定を取得することは難しくない。その上、技術評価は複雑な報告ではなく、模倣の疑いのある製品には存在しない原製品の映像特性を特定する申告で十分である。

税関当局が検証の前に製品を特定し、押収が実施された後に報告を認証するために、側面を特定する安全性およびマニュアルを（事前に）作成することが重要である。最終的に、これらの特性の審査は裁判所に提出される**とともに**、この準備は以降のすべての手続を促進する確実な手助けとなる。

決定に関して、重要な訴訟において、上級裁判所は、税関は模倣貨物を、これらが別の国へ通過中の場合であっても押収することができることを断言した。この問題は、知的財産所有者とブラジル税関の間で長く議論された（知的財産協定（TRIPs）の取引関連の側面とブラジル産業財産法の限られた解釈における最近の出来事）。

問題の中核は、ブラジル産業財産法の第 198 条の構成であり、「*税関当局は、職権により、または関係者の請求に応じて、偽造、変更もしくは模倣された標章、または原産地虚偽表示を付す製品を点検時に押収することができる*」旨を言明している。法が税関による模倣品の行政押収を明示的に定めているにもかかわらず、（現在もなお）ブラジル税関当局は、模倣品の司法の押収を求めるために知的財産所有者に輸入者に対する裁判を申し立てることを要請する。そうでない場合は、製品は引き渡されなければならない。

上級裁判所の決定（Recurso Especial 725.531-PR）は、第 198 条（およびその結果として TRIPs 第 55 条）で予見される国境措置は、行政手続であり、司法当局による干渉を必要としないことを強調する。さらに、決定は、模倣品の行政留置には、未登録標識（トレードドレス等）を含むこともできる旨を規定した。製品がブラジルを目的地としなかったにもかかわらず、裁判所は、ブラジルの裁判管轄は税関が侵害貨物を押収することを許可することを決定した。この決定にもかかわらず、ブラジル税関は依然として適用される法規定について狭い解釈を有し、いまでもなお知的財産所有者に輸入者に対する訴訟を提起することを要請する。

したがって、特にかなりの数量の模倣品が含まれる場合に、模倣品が押収され、税関がそれを引き渡さないことを確保するために、知的財産所有者は訴訟を提起することが推奨される。一方で、製品の数量がわずかであるか司法請求の申立てに関連する費用と比較して

不適切な場合は、訴訟を提起せず、破壊のための行政請求を提出するほうが懸命である（ただし、税関のポジションから見てこれが受け入れられる保証はない）。

## グレーマーケットの状況

さらに、商標に関しては、税関規則には並行輸入に関する文言がないことから、税関当局がグレーマーケットの物品を押収できるかどうかは論争的である。この点において、税関当局によって押収されるグレーマーケットの物品の大部分は、税金問題によって実際に留置され、公式ガイドラインでは、純正でない製品だけを押収することになっている。このようにして、税関当局によって留置された物品が純正であることが検証されると、それらの物品を押収するために、商標所有者は10日以内に訴訟を提起しなければならない。

グレーマーケット物品（または並行輸入品）は、物品が非公認の会社によって輸入される状況である。さまざまな問題および国際的関心により、この状況は国際取引交渉から明示的に除外され、したがって、国際的標準化が欠如している。

この状況がそれ自体模倣されていない物品にかかわることから、以下の四つの関係する側面がある。(i) 知的財産所有者および実施許諾者、(ii) 公式実施権者、(iii) 独立輸入者、および (iv) 消費者。

実施許諾に関する懸念および消費者保護を扱うことなく、商標所有者が自身または自身の同意を得た他者が国内市場に出した製品の自由な循環を防止することはできない旨を規定する第132条 III の特別懸念とともに、ブラジル産業財産法が定める規定に対処することは重要である。法により「国内」市場に出された製品のみが消尽される旨が明確に定められることから、商標所有者は、輸入行為及び許可なく輸入された製品の流通に対し依然として権利行使することができる。

判例法は、通常、グレーマーケット物品の状況を評価するために警告を採用する。2003年の決定は、ビタミンの無許可輸入を防止するために提起された訴訟について検討した。第一審および控訴裁判所は、原告は輸入が合法でなかったという証拠を提示する負担を有することを定め、輸入が無許可だったという証拠がなかったことを確定した。<sup>16</sup>

---

<sup>16</sup> TJSP. 上訴第131.909.4/4-00, American Home Products Corporation v. LDZ Comércio, Importação e Exportação Ltda., j. 11.03.2003、特別上訴 n. 609.047 SP, 20.10.2009 によって維持される。

特許に関連するグレーマーケット物品に関して、異なる状況がある。上級裁判所による上記訴訟の決定では、産業財産法の第 132 条 III 号は、他の異なる訴訟で自由企業制が使われた憲法原則<sup>17</sup>と互換性をもたないことが決定された。実際に、かかる判例に従い、São Paulo 州控訴裁判所<sup>18</sup>は海外で特許を受けた製品を購入し、それを国内市場に持ち込むことは合法であるが、ただし、かかる製品は原産地の公認小売業者から取得されたものとすることを決定した。裁判所意見によると、小売業者が物品の仕向地の国を確認しなかった場合、所有者は暗黙に購入に同意したことになる。

---

<sup>17</sup> STJ. 特別上訴 第 609.047, j. 10.20.2009.

<sup>18</sup> TJSP. 上訴 第 0272901-70.2009.8.26.0000, j. 06.07.2011.